

## 県発注工事における総合的な担い手・施工確保対策に係る 入札契約関係要綱等の改正について

### 1 改正理由

本県建設業において深刻な担い手不足が懸念される中、県民の安全・安心の確保の観点から円滑な施工を確保することが不可欠となる工事の増加が見込まれることを踏まえ、県発注工事において総合的な担い手・施工確保対策を実施するため、入札契約関係要綱等を改正する必要がある。

### 2 改正内容（別添）

- (1) 建設労働者の適正な賃金水準を確保するため、県発注工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式を引き上げることとする。
- (2) (1)に定める算定式により算出された価格未満での契約締結を排除するため、最低制限価格制度の対象を拡大することとする。
- (3) 災害復旧工事等の円滑な施工を確保するため、工事現場への複数の技術者の配置が義務付けられる特定建設工事共同企業体に発注する一般土木工事（災害復旧工事等に限る。）の範囲を改めることとする。
- (4) 災害復旧工事等の円滑な施工を確保するため、現場代理人の常駐義務を緩和することとする。
- (5) 格付工種の名称の変更による所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日

- ・ 2（1）・（2）に係る改正後の規定については、平成30年2月5日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用することとする。
- ・ 2（3）に係る改正後の規定については、平成30年2月5日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積書の徴収をいう。以下同じ。）を行う工事に適用することとする。
- ・ 2（4）に係る改正後の規定については、平成30年1月29日から適用することとする。
- ・ 2（5）に係る改正後の規定については、平成30年5月1日以降に入札公告等を行う工事に適用することとする。

## 秋田県低入札価格調査取扱実施要領の一部改正について

秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成9年8月8日監一1397）の一部を次のように改正する。

秋田県低入札価格調査取扱実施要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>（調査基準価格の算定）</p> <p>第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。</p> <p>（1）予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>イ 直接工事費の額に<u>10分の9.7</u>を乗じて得た額</p> <p>ロ・ニ 略</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（調査基準価格の算定）</p> <p>第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。</p> <p>（1）予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>イ 直接工事費の額に<u>10分の9.5</u>を乗じて得た額</p> <p>ロ・ニ 略</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>2 略</p>

改正後の規定は、平成30年2月5日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

## 低入札価格調査制度の取扱いの運用についての一部改正について

低入札価格調査制度の取扱いの運用について（平成20年9月29日建管-1605）の一部を次のように改正する。

低入札価格調査制度の取扱いの運用についての一部改正新旧対照表

新	旧
別紙 端数処理の考え方  1. 調査基準価格→ア 直接工事費×0.97+共通仮設費× 0.9+現場管理費×0.85+一般管理費 等×0.65=ア（千円未満を切り捨て）	別紙 端数処理の考え方  1. 調査基準価格→ア 直接工事費×0.95+共通仮設費× 0.9+現場管理費×0.85+一般管理費 等×0.65=ア（千円未満を切り捨て）

改正後の規定は、平成30年2月5日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

## 秋田県低入札価格調査取扱要綱の一部改正について

秋田県低入札価格調査取扱要綱（平成9年8月8日監－1397）の一部を次のように改正する。

秋田県低入札価格調査取扱要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>（適用対象工事）</p> <p>第1条の2 この要綱の規定は、建設工事の競争入札のうち請負対応額が<u>2億4千万円以上となる競争入札</u>又は総合評価落札方式による競争入札に適用するものとする。ただし、請負対応額が<u>2億4千万円</u>を下回る工事であっても、契約担当者が特に必要があると認める場合には、この要綱の規定を適用することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（適用対象工事）</p> <p>第1条の2 この要綱の規定は、建設工事の競争入札のうち請負対応額が<u>4千万円以上または</u>総合評価落札方式による入札に適用するものとする。ただし、請負対応額が<u>4千万円</u>を下回る工事であっても、契約担当者が特に必要があると認める場合には、この要綱の規定を適用することができる。</p> <p>2 略</p>

改正後の規定は、平成30年2月5日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。



## 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについての一部改正について

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて（平成23年3月28日建管-2214）の一部を次のように改正する。

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについての一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。</p> <p>（１） 随意契約により工事を発注し諸経費調整の対象となっている場合。</p> <p>（２） 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件を<u>全て</u>満たしている場合。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、3件まで（<u>災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。）が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで</u>）とする。</p> <p>ア <u>県、市町村又はこれらに準じる者として発注者が認める者が発注する工事であること。ただし、県以外の者が発注する工事については、当該者が兼務を認めた場合に限る。</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>（削除）</p>	<p>1 次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。</p> <p>（１） 随意契約により工事を発注し諸経費調整の対象となっている場合。</p> <p>（２） 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件を<u>すべて</u>満たしている場合。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、3件まで_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>ア <u>県発注工事又は市町村発注工事であること。（市町村発注工事については、当該市町村が兼務を認めた場合に限る。）</u></p> <p>_____</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>5 <u>既に現場代理人が配置されている工事を含む場合にあっては、当該現場代理人の変更は認めない。</u></p>

改正後の規定は、平成30年1月29日から適用する。